

## 横浜市入札等監視委員会運営要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日財契一第 3401 号

改正 令和 4 年 4 月 1 日財契一第 3553 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 17 条の規定に基づく適正化指針に定める第三者機関である、横浜市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### (担当事務)

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、本市、水道局、交通局及び医療局病院経営本部に係る、次の各号に掲げるもの並びに公立大学法人横浜市立大学に係る、第 7 号に掲げるものとする。

- (1) 工事に関し、入札及び契約手続の運用状況などについて報告を受けること。
- (2) 工事のうち委員会が抽出指定したのものに関し、入札又は契約方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名業者の選定方法及び随意契約に係る経過等について審議を行い、必要と認めた場合には意見の具申を行うこと。
- (3) 工事請負に関する指名停止及び資格制限の状況などについて報告を受け、必要と認めた場合には意見の具申を行うこと。
- (4) 工事請負に関する談合情報対応についての報告を受け、必要と認めた場合には意見の具申を行うこと。
- (5) 工事請負に関する一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（政府調達に関する協定の対象となる契約を除く。）に係る再苦情について、市長の依頼に基づき審議を行い、その結果を報告すること。
- (6) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は警告若しくは注意の喚起に係る再苦情について、市長の依頼に基づき審議を行い、その結果を報告すること。
- (7) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条（公立大学法人横浜市立大学にあっては公立大学法人横浜市立大学の物品等又は特定役務の契約の特例を定める規程第 1 条）に規定する国際約束の対象となる調達についての苦情の処理を行うこと。
- (8) その他市長が必要と認めた事項について審議を行い、意見の具申を行うこと。

### (委員)

第 3 条 委員は学識経験等を有する者の中から市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。
- 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されない。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けた場合。
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合。
  - (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと決定された場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると決定された場合。
- 6 市長は、前項各号に掲げる場合には、その委員を罷免しなければならない。

#### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第5条 委員会は原則年4回開催するほか、第2条第7号の事務に係る会議等は必要な場合随時開催する。
- 2 委員会の会議は、委員長が招集する。
  - 3 委員長は、委員会の会議の議長とする。
  - 4 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
  - 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決すところによる。

#### (会議の公開)

第6条 横浜市の有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議については、公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

#### (会議以外における指定委員による事務)

第8条 委員長は、次の各号に掲げる事務について、あらかじめ月ごとに指定した委員（以下「指

定委員」という。)に行わせることができる。この場合、指定委員の決定を委員会の決定とする。

- (1) 第2条第2号の抽出に関する事務を行う場合。
- (2) 第2条第5号及び第6号の事務に関する処理を行う場合。

(委員の除斥)

第9条 委員は、第2条第2号から第8号までの担当事務において、自己又は3親等以内の親族との利害関係(以下「利害関係」という。)のある案件に係る審議等には参加することができない。

2 前項における参加の可否は、第2条第2号の担当事務については契約の相手方との利害関係により判断するものとする。また、同条第3号の担当事務については指名停止又は資格制限を受けた者、同条第4号の担当事務については該当案件の入札参加者全員との利害関係により判断するものとするほか、必要に応じて委員会が判断するものとし、同条第5号から第8号までの担当事務については必要に応じて委員会が判断するものとする。

3 委員は、第1項に該当する案件がある場合、原則として事前に事務局に申し出ることとする。

4 委員は、利害関係のある案件の審議等の際には離席する。

5 利害関係のある案件の審議等に参加しなかった委員がいた場合、議事録に委員名を記載する。

(秘密を守る義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公表)

第11条 委員会は、第2条の事務について意見の具申を行った場合は、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、財政局において処理する。

2 委員会の事務手続に関し必要な事項は、財政局長が定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 横浜市入札等監視委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。